

## 構造規定

既存不適格、階上増築、木造  
法第3条、法第86条の7、令第137条の2

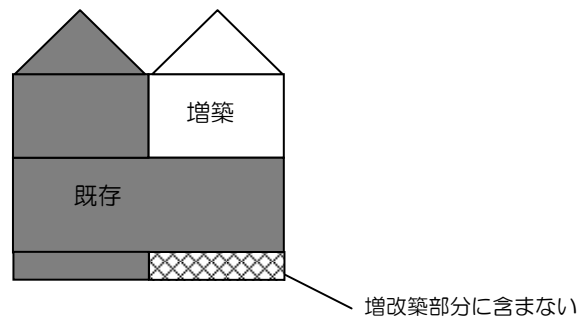
### 階上増築を行う木造建築物の基礎について

平成23年秋期部会

階上増築を行う木造建築物の基礎については次のとおり取り扱う。

法 86 条の7の緩和を受け階上増築を行う木造の四号建築物について、増築部直下の基礎は増改築部分に含まない。

増築部直下が無筋コンクリート基礎である場合は、現行の仕様規定に適合させるための造り直しは求めない。



※任意の基礎補強は可能

#### <参 考>

建築確認手続き等の運用改善マニュアル「小規模建築物用(木造住宅等)」